

総合事業の特徴

地域づくりの視点を取り入れた介護予防・生活支援サービスを提供します。

高齢者自身が、地域で開催される健康体操に指導的な役割で参加したり、生活支援の担い手になって支援を必要とする高齢者を支えたりするなど、地域で役割を担って活動することが介護予防にもつながります。高齢者を含めた幅広い世代の市民、ボランティア団体や事業者等の様々な担い手により、支援を必要とする高齢者に生活支援サービスを提供し、支えあう地域づくりを目指します。

介護予防・生活支援サービス (訪問型・通所型サービス)を利用できるかた

- ◆要支援1・2のかた
- ◆事業対象者：
基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認されたかた



サービス事業利用の流れ



認定が必要なかた

長寿支援課 認定申請窓口

希望するサービス・身体状況等の聞き取りを行い、申請手続きの方法をご案内します。

要支援1・2に相当する身体状況で訪問型・通所型サービスの利用を希望するかた

長寿支援課

要介護認定

要介護
1～5

要支援1
要支援2

非該当
(自立)

在宅医療介護課

基本チェックリスト

事業
対象者

非該当
(自立)

ケアプラン作成
(居宅介護支援事業者)

ケアプラン作成
(地域包括支援センター)

介護給付
サービスを
利用

予防給付
サービスを利用
(福祉用具貸与、訪問看護、通所リハ等)

総合事業を利用
●訪問型サービス
●通所型サービス

訪問型・通所型
サービスは利用でき
ませんが、一般介
護予防事業を利用
できます。

訪問型・通所型
サービスを希望する
かたはこちら